国官会第3993号 国官技第100号 国営計第37号 令和7年6月12日

各地方整備局長殿国土地理院長殿国土技術政策総合研究所長殿

国土交通省大臣官房長 (公印省略)

「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」の一部改正について

標記について、「工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1428号、国官地第25号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改正前
1 対象工事	1 対象工事
発注の見通しに関する事項を公表する工事は、	発注の見通しに関する事項を公表する工事は、
当該年度に発注することが見込まれる工事であっ	当該年度に発注することが見込まれる工事であっ
て、下記(1)から(4)に該当する工事とする	て、下記(1)から(4)に該当する工事とする
。ただし、国の行為を秘密にする必要がある工事	。ただし、国の行為を秘密にする必要がある工事
及び予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含	及び予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含
む。)が <u>400万円</u> を超えないと見込まれる工事を	む。)が <u>250万円</u> を超えないと見込まれる工事を
除く。	除く。
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)

附 則

この通知は、令和7年7月1日から適用する。